平成２１年（フ）第１６５号
栃木県足利市朝倉町２丁目20番地　朝倉団地144
債務者　緑谷あずさ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第４０７号
愛知県碧南市吹上町３丁目１番地　宮下住宅23棟85号
債務者　鈴木　真美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
島根県大田市大田町大田イ758番地１
債務者　岡田　和壽
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時45分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１２０号
島根県出雲市荻杼町488番地　ハイツ内藤403
債務者　松本　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１２１号
島根県出雲市西園町928番地
債務者　松井　　章
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１２５号
島根県大田市三瓶町志学ロ453番地３
債務者　藤井　仁美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２２９３号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番４―109号
債務者　山田　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４２８号
横浜市南区新川町５丁目28番地１　日神パレステージ横浜吉野町604号
債務者　溝上　政幸
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５５９号
神奈川県藤沢市羽鳥２丁目６番17号　アクセス羽鳥104号室
債務者　星加　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６２２号
神奈川県鎌倉市台1895番地１　サングレイス北鎌倉304号
債務者　坂本　明美（旧姓甘粕）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６２３号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ５号棟303号室
債務者　関谷　深奈
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６４５号
横浜市南区永田みなみ台１番２―401号
債務者　衛藤　信子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６６４号
横浜市港南区野庭町600番地　野庭住宅４棟102号
債務者　小谷　麻世
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６８０号
横浜市戸塚区川上町318番地　県営川上団地42棟104号
債務者　佐藤　幸絵
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６８９号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜１―３―13ヴィレッジ七里103、住民票上の住所東京都町田市高ケ坂526番地16
債務者　一ノ瀬茂彦
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部